

「交流・対話」の機会の創出及びコーディネート機能構築支援業務 プロポーザル（提案競技）募集要項

1 趣 旨

本市では、概ね2030年頃を見据えたまちの姿として、「子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち『スーパースマートシティ』」の実現を目指しているところである。

スーパースマートシティの実現に当たっては、行政や市民、企業、団体など、本市まちづくりの主体が「交流・対話」を行いながら、地域課題の解決や新たな価値の創造などに取り組み、より良い未来に向けた「共創のまちづくり」を推進していくことが必要不可欠である。

このことから、令和6年度に市民の機運醸成や既存コミュニティの連携強化を図るため、「共創7Days」*¹などのイベントを実施するとともに、「宇都宮市第3期 SDGs 未来都市計画」*²のリーディングプロジェクトとして、あらゆる主体の「交流・対話の場」（仮称：共創センター）の設置を計上したところである。

今年度実施する当業務は、「共創のまちづくり」の更なる推進に向け、既存コミュニティで実施しているイベント等と連携した交流会等を開催し、コミュニティ同士の更なる交流の活性化や連携強化を図るとともに、あらゆる主体のネットワーク拡大を目指す「（仮称）共創センター」の円滑な始動・運営に向けた「コーディネート機能」の提案・実施検証を行うものである。これらの実施にあたっては、民間が有する各種業界団体とのネットワークや、豊富な経験、ノウハウ、コーディネート力、調査・分析力等を活用した柔軟な企画・発想による提案を求めることで優れた成果を期待できることから、公募型プロポーザルにより委託事業者を決定することとする。

本募集要項は、『「交流・対話」の機会の創出及びコーディネート運営支援業務』の業務委託事業者を選定するための必要事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

「交流・対話」の機会の創出及びコーディネート機能構築支援業務

(2) 業務内容

「交流・対話」の機会の創出及びコーディネート機能構築支援業務委託仕様書を参照

(3) 業務場所

所在地 宇都宮市内

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日までとする。

3 企画提案上限額

5, 000, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として示すものであり、この金額を超えて企画提案書が提出された場合は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

4 参加資格

(1) 参加資格

企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ① 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- ② 本市の令和7～令和10年度入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の「調査・分析等業務」または「催事関係業務」または「その他の業務」に登録されている者、もしくは、令和7年10月1日までに登録が完了する見込みの者（9月5日までに名簿登録申請）。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- ⑦ 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。

(2) 参加申請書の提出

参加者は、以下のとおり「参加申請書」を提出しなければならない。

- ① 提出書類 【様式1】参加申請書
- ② 提出期限 令和7年8月20日（水）（正午必着）まで
- ③ 提出場所 宇都宮市 総合政策部 政策審議室 共創推進室
(Mail) u10000501@city.utsunomiya.tochigi.jp
- ④ 提出形式 電子データ
- ⑤ 提出方法 上記アドレス宛に電子メールにて送信すること。

5 企画提案書作成に関する質問

(1) 提出方法

質問事項を「【様式2】質問書」に明記し、令和7年8月20日（水）（正午必着）までに、電子メールにて提出。※ 提出先は「4（2）参加申請書の提出」を

参照

(2) 回答

質問の回答は文書で回答するものとし、宇都宮市のホームページにて周知する。
また、個別に対して回答はしない。回答日は令和7年8月27日（水）を予定。
なお、質問に対する回答は、本要項に対する追加又は修正とみなす。

6 企画提案関係書類の提出

(1) 提出書類「提案関係書類」

「7 提案関係書類作成要領」に従い作成すること。

項番	書類名	部数	様式
1	企画提案書（紙媒体）	1 2 部	任意様式
2	企画提案書（電子データ）CD-R又はDVD-R ※ Microsoft office Word・Excel・PowerPoint	1 部	任意様式
3	見積書	1 部	任意様式
4	会社概要	1 部	

(2) 提出期限

令和7年9月1日（月）午後5時00分まで【必着】

(3) 提出方法

提案は1案とし、「提案関係書類」の提出は、持参又は郵送により提出すること。その他の方法による提出は無効とする。なお、「提案関係書類」を持参する場合の受付時間は、本市の閉庁日を除く各日午前9時00分から午後5時00分までとする。

また、要求した内容以外の書類等については受理しない場合があるほか、提出書類の内容に不明な点等がある場合には、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 疑義の照会

提案関係書類の内容については、後日、本市から疑義照会等を行うことがある。

(5) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする。

(6) 提案辞退

提案の辞退を希望する場合は、令和7年9月1日（月）までに、「【様式3】辞退届」を電子メールにより提出すること。なお、辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益は生じない。

(7) 関係書類の提出先

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 総合政策部 政策審議室 共創推進室（宇都宮市役所5階）

（Tel）028-632-2116 （Mail）ul0000501@city.utsunomiya.tochigi.jp

(8) 留意事項

① 「提案関係書類」の取扱い

- 提案関係書類の提出後から契約候補者の選定までの間は、提案関係書類

に記載された内容の追加及び変更については一切認めない。ただし、本市が提案関係書類の差し替え、変更又は取り消しを認めたときはこの限りではない。

- ・ 提出された提案関係書類は一切返却しない。
- ・ 提出された提案関係書類は複製する場合がある。

② 「提案関係書類」の公開

提出された提案書等は、宇都宮市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、正当な事業活動における自由を保障する観点から非公開とすべき部分を除き、公開される場合がある。

③ 「提案関係書類」の表現方法

提案関係書類は、専門的知識を有しない者であっても理解し易いものとする。

7 提案関係書類作成要領

提案書は、以下に示す構成に従い作成すること。

- ・ 表紙、目次、本編で構成すること。
- ・ 原則として、A 4 判、横書きで作成すること。（縦型又は横型いずれかで統一のうえ、縦型にあっては左綴じ、横型にあっては上綴じとする。）
- ・ 図・表等は、A 3 判（折込み）を可とする。

(1) 表紙

表紙に「交流・対話の場」運営・コーディネート運営支援業務」と題名を記載し、提出日、提案者名を記載すること。

(2) 目次

目次を作成のうえ、参照先の頁番号を記載すること。

(3) 本編

本編は、以下の記載項目一覧の順序、内容に従い作成することとし、全ての項目について漏れなく記載すること。

<提案書の記載項目一覧>

目次 番号	記載項目	記載内容
1	提案者概要	- 事業者の名称, 代表者名, 所在地, 従業員数, 組織図, 事業概要 - 担当者氏名, 連絡先 (本店・支店又は営業所の名称, 所在地, 電話番号, Eメールアドレス)
2	業務実施体制	- 配置予定の業務主任担当者等, 本業務遂行に関連する業務の経験年数, 実績 - メンバーの人数, 所属・職位, 業務実績, 持ち業務 (令和7年8月1日現在, 契約金額100万円以上), 役割分担, 作業内容, メンバー間の連携, 指揮系統
3	類似業務の実績	- 他自治体等での類似業務実績を記載すること。なお, 可能であれば, 自治体名, 業務の成果についてもあわせて示すこと。 - 実績がない場合は, 「なし」と記載すること。
4 提案を求める事項		
(1) 交流・対話の機会の創出		
- 既存コミュニティ同士の連携強化及び, あらゆる主体のネットワークの拡大を図るため, 既存コミュニティや様々なまちづくりの主体が実施しているイベント等と連携した交流会やセミナー等を企画・運営する提案を行うこと。 - イベントの開催にあたっては, 「女性活躍の推進」や「スポーツのまちづくりの推進」, 「本市周辺に集積するR&D企業・人材の活用」, 「子どもの想像力育成」など, 本市が抱える喫緊の地域課題の解決につながるテーマを選定すること。 - 当業務の実施内容・実績について積極的な情報発信を行う手法を提案すること。 ※ 既存コミュニティ同士の連携強化の手法について, 連携強化を狙うコミュニティ名及び既存イベント等を明確にしたうえで, 「交流・対話」の機会の創出に係る具体的な提案を行うこと 【連携強化を狙うコミュニティやステークホルダーの例】 - SDGs 人づくりプラットフォーム - 宇都宮スポーツオープンイノベーションプラットフォーム - 宇都宮イノベーションコンソーシアム - 宇都宮ベンチャーズ - うつのみや未来創造プロジェクト - 包括連携協定締結事業者 - 市内大学 - NP0 法人 等		

	【提案するイベント等の要件】 開催数：4回以上（月1回程度を想定） ※少なくとも1回以上，上記地域課題の中からテーマを設定し，イベントの企画・運営について具体的に提案すること。（複数のテーマを組み合わせることも可） ※そのほかのテーマの設定にあたっては，本市と受託者の協議により決定するものとする。 例① 1回目：女性活躍の推進，2回目：女性活躍の推進 3～4回目：フリー 例② 1回目：R&D人材の活用，子どもの想像力育成，2回目：スポーツ 3回目：女性活躍の推進，4回目：フリー 規 模：1回あたり30人程度の参加を想定 時 間：1回あたり3時間程度 会 場：中心市街地での開催
	(2) 「(仮称)共創センター」の円滑な始動・運営に向けた「コーディネート機能」の整理 - 令和6年度に実施したイベント（「共創7Days」）で得られたコーディネート機能に関するアンケート結果や先進事例から分析し，(1)を企画・運営する提案を行うこと。 (1)を踏まえて，あらゆる主体の「交流・対話の場」となる「(仮称)共創センター」の円滑な始動・運営に係る「コーディネート機能」や，地元コーディネーターの発掘・育成の手法について，提案すること。

- ※ 仕様書に記載している内容は，特に断りがない場合は，実現必須要件である。
- ※ 類似業務の実績について，当該自治体に問い合わせることがあるため，正確に記載すること。

8 提案内容の評価項目

以下の基準により総合的な評価を行う。

- ・ 業務実施体制・類似業務の実績
- ・ 企画提案内容
- ・ プレゼンテーション
- ・ 見積価格
- ・ 地域経済貢献度

9 審査方法及び審査結果

提案関係書類の審査と併せて，提案内容に係るプレゼンテーションを実施し，提案者への質疑等を行ったうえで契約候補者1者を選定する。

(1) 提案のプレゼンテーション

- ① 日 時 令和7年9月9日（火）のうち，本市が指定する時間
※ プレゼンテーション時間は，後日参加者に直接通知する。
- ② 場 所 本市が指定する場所（別途連絡）

- ③ 説明時間等 1 者あたりの持ち時間は 30 分とし、うち 20 分間を発表、10 分間を質疑応答とする。
- ④ 説明資料等 資料は、提出した Microsoft office Word・Excel・PowerPoint で作成したデータのみ使用可能とする。なお、Microsoft Office がインストールされたパソコン、プロジェクター、スクリーンは本市が用意する。

(2) 提案者の失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案関係書類に虚偽の記載をした者
- ② 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ③ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- ④ 審査結果の発表までに本要項に定める参加資格に該当しなくなった者
- ⑤ その他、本要項の諸条件に違反した者

(3) 審査結果の発表

- ・ 審査結果は、提案者に対して令和 7 年 10 月 1 日（水）以降に書面により通知する。
- ・ 審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

10 契約

- ・ 提出された提案関係書類及び提案のプレゼンテーションに基づき審査を行い、契約候補者と随意契約により契約を締結する予定である。
- ・ 契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- ・ 本市は、契約締結後においても、契約者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

11 その他

この要項は、令和 7 年 8 月 6 日（水）から適用し、契約を締結した日の翌日にその効力を失う。

12 スケジュール

日 時	項 目	備 考
令和7年8月 6日（水）	募集開始	宇都宮市ホームページにて掲載
8月20日（水） 正午必着	参加申請書提出期限 質問書提出期限	電子メールで提出
8月27日（水）	質問に対する回答	宇都宮市ホームページにて掲載
9月 1日（月） 午後5時00分必着	企画提案書類提出期限	持参又は郵送で提出
9月 9日（火） ※ 1者30分	プレゼンテーション	・提案書に基づき説明すること ・担当予定者は出席すること ・詳細については後日通知
10月 1日（水）	審査結果通知	

13 事務局

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5

宇都宮市 総合政策部 政策審議室 共創推進室（宇都宮市役所5階）

（Tel）028-632-2116 （Mail）u10000501@city.utsunomiya.tochigi.jp